

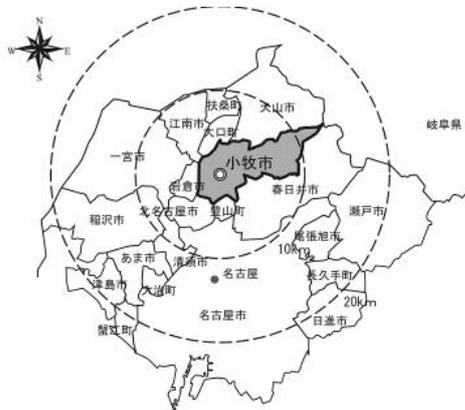
# 序章 まちづくり推進計画の概要

## 1. 小牧市の概要

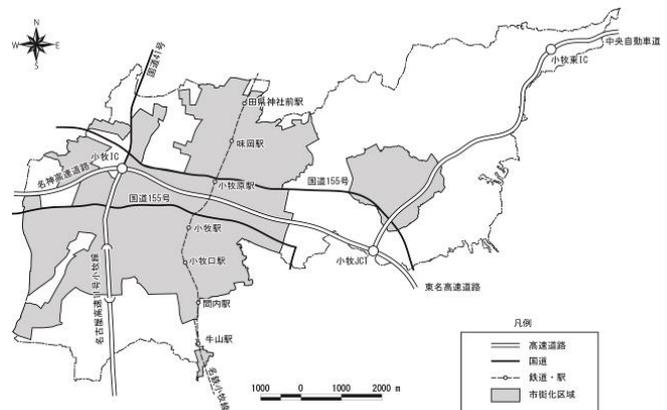
### (1) 小牧市の位置及び地勢

- 小牧市は、濃尾平野のほぼ中心部、名古屋市の北方約 15km の圏内に位置しています。市域は東西約 15km、南北約 9 km、面積は 62.81 km<sup>2</sup>であり、東部から南部は春日井市、豊山町、北名古屋市、西部から北部は岩倉市、江南市、大口町、犬山市にそれぞれ接しています。
- 地形は、北東部が天川山（標高 279m）を最高部とした丘陵地、中央部から西部が平坦地という東高西低の地形をなしています。このうち、北東部の丘陵地は、隣接する犬山市域の丘陵地とあわせ愛岐丘陵とも呼ばれ、岐阜県域から名古屋市東部、さらには知多半島に連なる比較的緩やかな地形となっています。
- 中央部から西部にかけて広がる平坦地は、木曾川の氾濫により形成された沖積平野の一部であり、広範囲にわたって市街地が連なっています。また、中央部には、織田信長の居城であったことで知られ、小牧・長久手の合戦の場として歴史にも登場する、小牧市のシンボルである小牧山が立地しています。
- 小牧市は、東名・名神高速道路及び中央自動車道が交わる広域交通の結節点に位置し、交通アクセスの面で極めて優れた立地条件を有しています。都市の骨格を形成する主要な幹線道路としては、名古屋都市高速道路と直結する国道 41 号が南北に、常滑市を起点に弥富市へ至る国道 155 号が東西に伸びています。また、名鉄小牧線が中央部の市街地を南北に縦貫し、名古屋市や犬山市方面へ連絡しています。

小牧市の位置



小牧市の主要交通網



## (2) これまでの歩み

- 市内では、旧石器時代の石器や縄文時代の土器、住居跡が発掘され、相当古い時期から人が居住していたことが確認されています。また、荻古墳群や大山古墳群を初めとする古墳が築かれたほか、奈良時代から陶器生産の拠点となり、大山寺や小松寺が建立されるなど、古代から様々な活動が活発に行われていたことがうかがえます。
- 永禄6（1563）年には、織田信長が居城を清洲から小牧山へ移し城下町が築かれ、天正12（1584）年には豊臣秀吉と徳川家康が戦った小牧・長久手の合戦の地となるなど、歴史にその名をとどめています。江戸時代には、上（木曾）街道の整備に伴い、城下町に残っていた町屋が東側に移され小牧宿として栄え、現在の市街地に引き継がれています。この時代に、入鹿・木津・新木津用水の開削と新田開発が行われ、昭和30年代に至るまで長きにわたり「小牧菜どころ米どころ」と称される農業生産地帯として発展を遂げました。
- 昭和30（1955）年1月1日には、小牧町、味岡村、篠岡村の3町村が合併して人口約3万2千人、県下21番目の市として“小牧市”が誕生し、その後、昭和38（1963）年には北里村と合併し、現在の市の規模となりました。
- 当地方に未曾有の被害をもたらした昭和34（1959）年の伊勢湾台風からの復興を契機に、農業依存からの転換と財政基盤の確立のため、積極的な工場誘致と大型団地の誘致が図られました。高度経済成長期に入ると、中部の空の玄関口である名古屋空港に近接し、かつ名神高速道路・東名高速道路及び中央自動車道の3大ハイウェイの結節点に位置するという立地条件にも恵まれ、陸上交通の要衝都市としての性格を有する内陸工業都市へと大きく変貌し、現在に至っています。

### 北西方面から市内（中央手前から小牧IC、小牧山、県営名古屋空港）

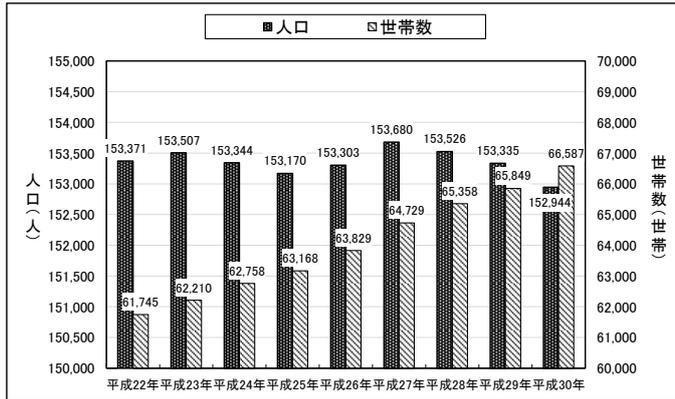


### (3) 小牧市の人口

- 小牧市の人口は、平成 27 (2015) 年の 153,680 人をピークに減少傾向が続いており、平成 30 (2018) 年には 152,944 人と平成 27 (2015) 年と比較して 736 人 (0.48%) 減少しています。
- 男女別 5 歳階級別人口 (平成 27 (2015) 年時点) では、昭和 46~49 (1971~1974) 年までに生まれた、いわゆる「団塊ジュニア世代」が含まれる 40 歳代前半の世代が人口構成のボリュームゾーンを形成し、昭和 22~26 (1947~1951) 年頃の戦後のベビーブームに生まれた、「団塊の世代」と呼ばれる層が 60 歳代後半でボリュームゾーンを形成しています。

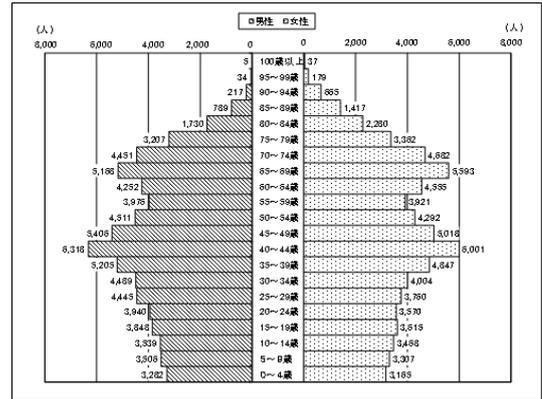
#### 人口・世帯数の推移

(各年 4 月 1 日現在)



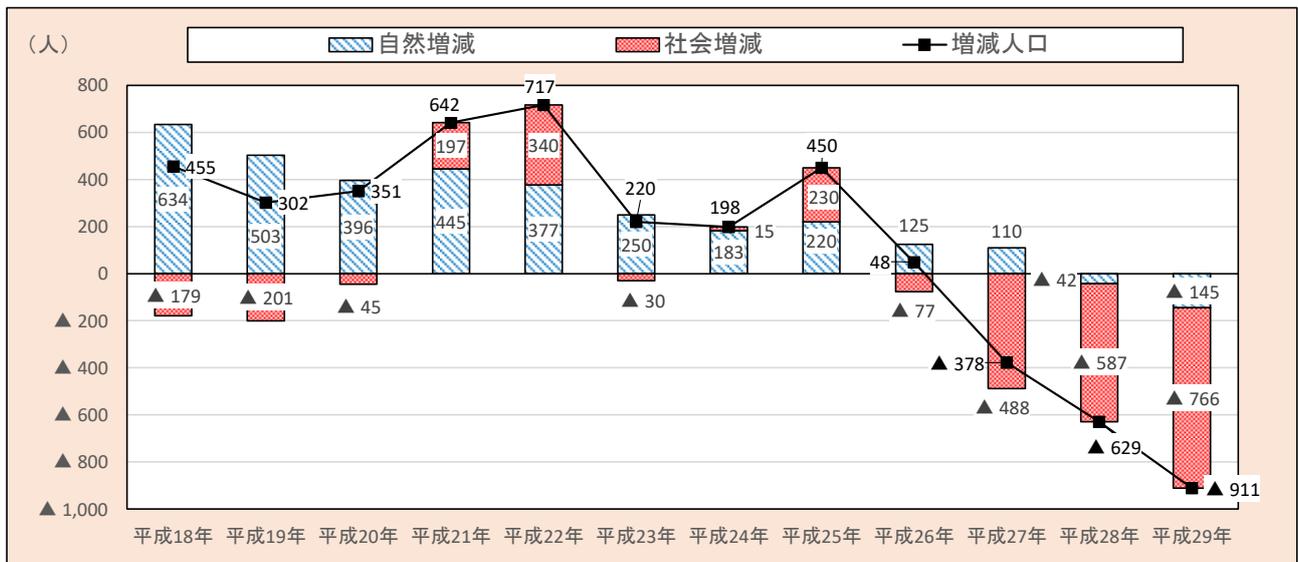
#### 男女別 5 歳階級別人口

出典：総務省「国勢調査」(平成 27 (2015) 年 10 月 1 日現在)



- 平成 18 (2006) 年以降の人口動態をみると、自然増減は概ね減少傾向で推移しながらも平成 27 (2015) 年までは出生者数が死亡者数を上回るプラスの状態が続いていましたが、平成 29 (2017) 年には 145 人マイナスと自然減となっています。
- 転入者数から転出者数を差し引いた社会増減は、増減を繰り返しながら推移しています。なお、平成 26 (2014) 年以降は転出者数が転入者数を上回る社会減の状態が続いており、平成 29 (2017) 年は 766 人減と減少幅が拡大しています。

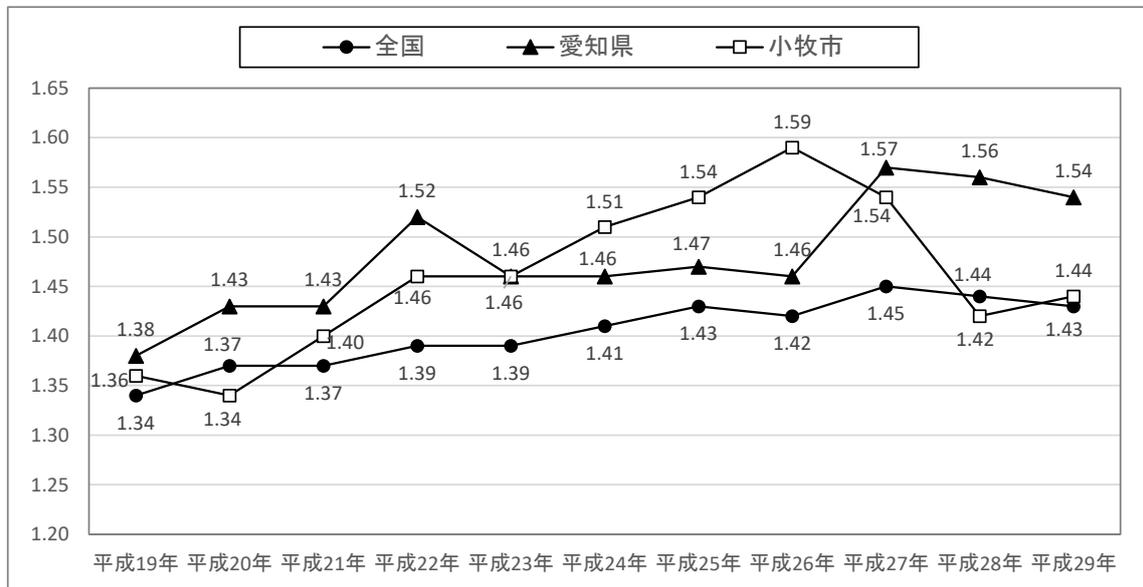
#### 人口動態の推移



○合計特殊出生率は、平成 26（2014）年の 1.59 まで概ね増加傾向で推移したのち、平成 27（2015）年以降は減少傾向で推移しています。平成 24（2012）年から平成 27（2015）年までは小牧市の合計特殊出生率は全国や愛知県よりも高い水準で推移していましたが、平成 29（2017）年の小牧市の合計特殊出生率は 1.44 と、全国の 1.44 より低くなっています。

### 合計特殊出生率の推移

出典：厚生労働省「人口動態統計」、愛知県「愛知県衛生年報」



○平成 27（2015）年の国勢調査によると、小牧市内に常住する 15 歳以上の就業者数は 69,803 人、このうち他の市区町村で従業している就業者（流出者）は 27,489 人、流出率は 39.4%となっています。流出先としては、名古屋市・春日井市・犬山市などの近隣の自治体が占めています。

○また、小牧市内で従業する 15 歳以上の就業者は 98,861 人であり、このうち他の市区町村に常住する就業者（流入者）は 56,324 人、流入率は 57.0%であり、流入率が流出率を 17.6 ポイント（実数ベース 28,835 人）上回る流入超過となっています。

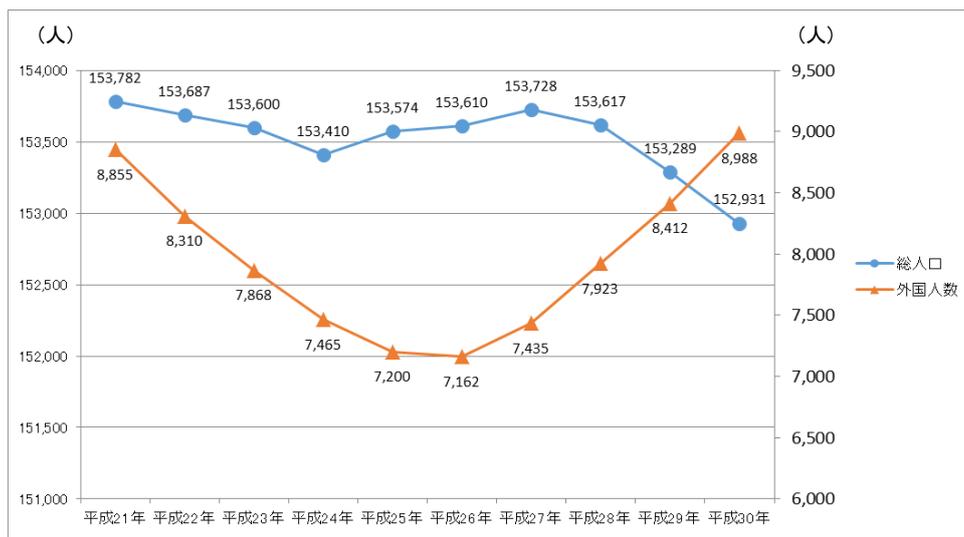
### 就業者の流出入状況

出典：総務省「国勢調査」（平成 27（2015）年 10 月 1 日現在）

流出			流入						
			実数(人)	比率(%)					
小牧市内に常住する就業者			69,803	-	小牧市内で従業する就業者				
小牧市内で従業する者			39,772	57.0	小牧市内に常住する者				
他の市区町村で従業する者(流出者)			27,489	39.4	他の市区町村に常住する者(流入者)				
従業地「不詳・外国」			2,542	3.6	従業地「不詳・外国」				
上位 5 位 先	第1位	名古屋市	9,108	13.0	上位 5 位 元	第1位	春日井市	11,310	11.4
	第2位	春日井市	6,159	8.8		第2位	名古屋市	9,430	9.5
	第3位	犬山市	2,019	2.9		第3位	一宮市	4,885	4.9
	第4位	大口町	1,695	2.4		第4位	犬山市	4,458	4.5
	第5位	北名古屋市	915	1.3		第5位	江南市	3,986	4.0

- 小牧市は、製造業を中心に多くの事業所が立地していることから、以前より外国人市民が多く居住しています。いわゆるリーマン・ショックの後、一時期、外国人市民の数が減少していましたが、近年は増加に転じるとともに、総人口が減少する中で外国人市民の割合も上昇しています。
- 少子化の影響から将来に向けて生産年齢人口の減少が見込まれる中、平成31（2019）年4月の改正出入国管理法施行など国の政策動向の影響もあり、将来に向けて外国人市民の増加・定住化が見込まれます。

### 外国人市民の推移



#### (4) 小牧市の産業

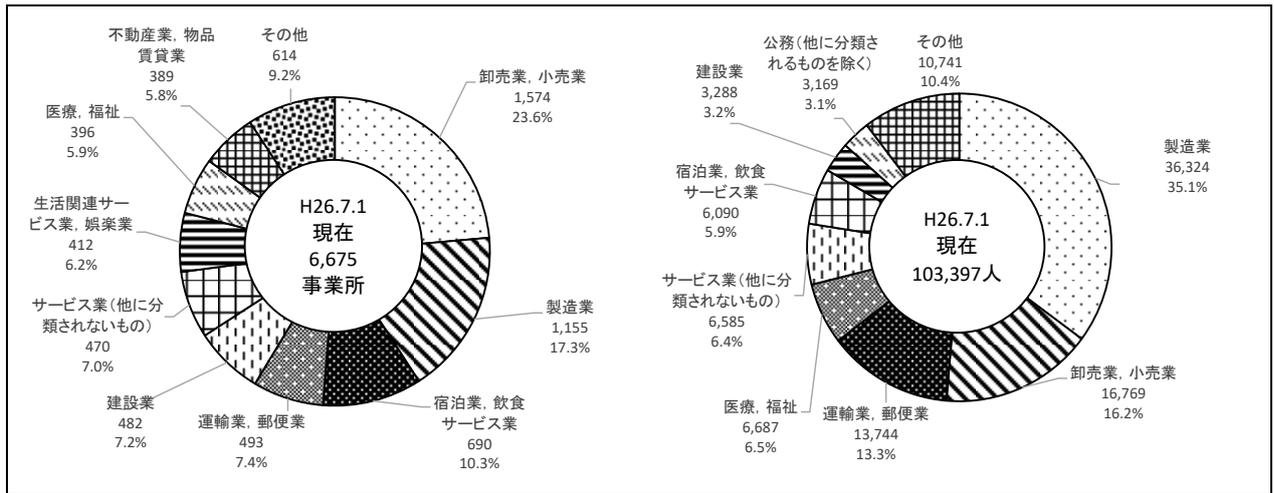
○平成 26 (2014) 年 7 月 1 日現在、小牧市内の事業所は 6,675 事業所、従業者数は 103,397 人となっています。

○産業大分類別にみると、事業所数は「卸売業、小売業」が最も多く、次いで「製造業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「運輸業、郵便業」と続いています。

○従業者数は、「製造業」が最も多く、次いで「卸売業、小売業」、「運輸業、郵便業」、「医療、福祉」と続いています。

#### 産業大分類別の事業所数及び従業者数の構成比

出典：総務省「平成 26 年経済センサス基礎調査（7 月 1 日現在）」



○小牧市は、卸売業・小売業・製造業の占める割合が高く、また製造業は特定の業種に特化することなく、バランスの良い業種構成となっています。

#### 製造業の事業所数及び従業者数の内訳

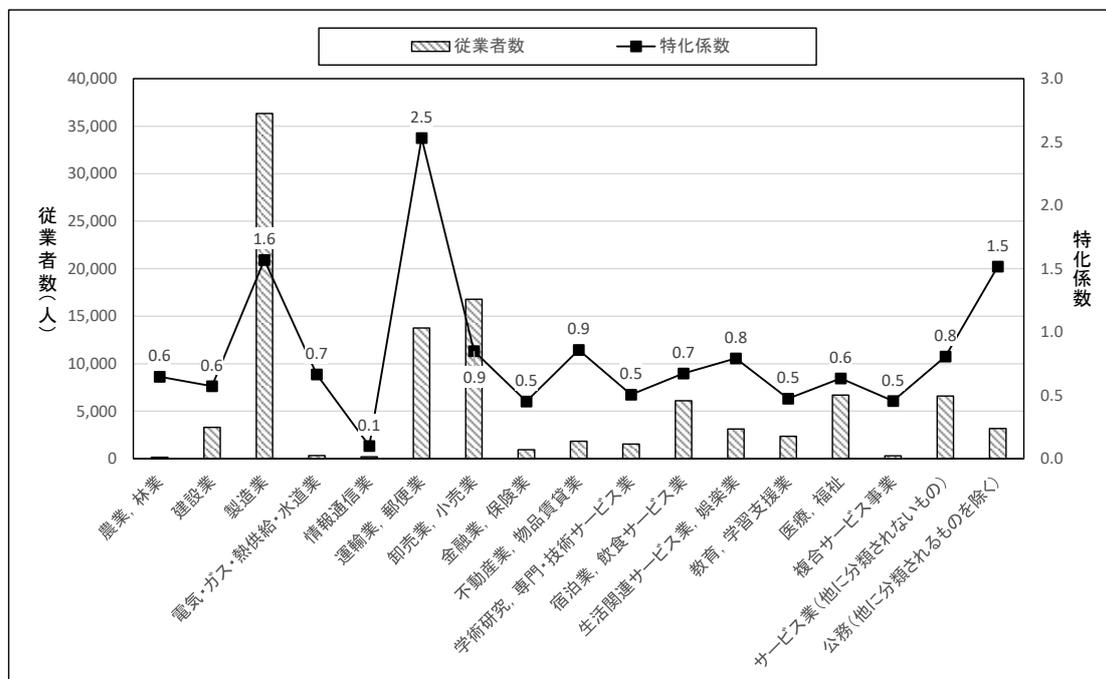
出典：総務省「平成 26 年経済センサス基礎調査（7 月 1 日現在）」

順位	産業小分類	事業所数		順位	産業小分類	従業者数	
		実数 (事業所)	構成比 (%)			実数 (人)	構成比 (%)
1	金属製品製造業	195	16.9	1	電子部品・デバイス・電子回路製造業	5,918	16.3
2	生産用機械器具製造業	188	16.3	2	業務用機械器具製造業	3,204	8.8
3	プラスチック製品製造業	137	11.9	3	ゴム製品製造業	3,171	8.7
4	輸送用機械器具製造業	68	5.9	4	食品製造業	3,169	8.7
5	はん用機械器具製造業	66	5.7	5	輸送用機械器具製造業	3,098	8.5
6	パルプ・紙・紙加工品製造業	60	5.2	6	プラスチック製品製造業	3,074	8.5
7	食品製造業	55	4.8	7	金属製品製造業	2,636	7.3
8	家具・装備品製造業	50	4.3	8	生産用機械器具製造業	2,620	7.2
9	電気機械器具製造業	46	4.0	9	はん用機械器具製造業	1,958	5.4
10	繊維工業	44	3.8	10	電気機械器具製造業	1,731	4.8
	その他	246	21.3		その他	5,745	15.8
	全体	1,155	100.0		全体	36,324	100.0

○小牧市が県内市部でどのような産業を雇用の場として多く提供しているのかを、産業別特化係数<sup>1</sup>(小牧市の X 産業の従業人口構成比 ÷ 県内 38 市の X 産業の従業人口構成比) でみると、「運輸業、郵便業」が 2.5、「製造業」が 1.6 と高くなっています。

### 産業大分類別の従業者数及び産業特化係数

出典：総務省「平成 26 年経済センサス—基礎調査（7 月 1 日現在）」



<sup>1</sup> 従業者数の構成比について、業種ごとに他地域とのかい離の状況を示し、地域内で卓越した業種を見る指標。この係数が 1 を超える場合、その業種は特化していると考えられるが、構成比の大きさ自体は問わないため、業種として構成比が小さい場合でも、係数が高くなることに注意が必要。

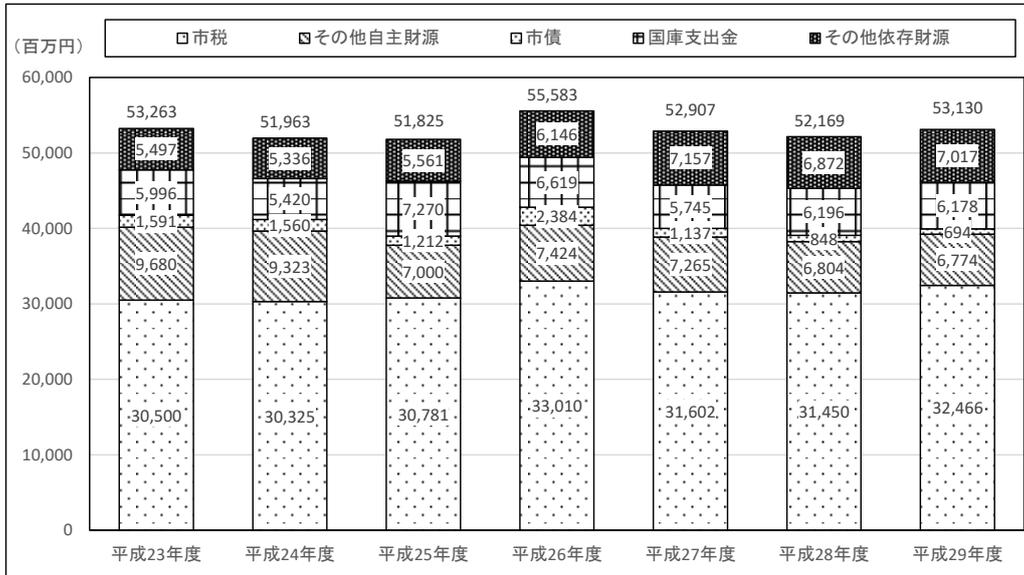
### (5) 小牧市の行財政

○歳入決算総額は、平成 23（2011）年度以降増減を繰り返しながら推移しており、平成 29（2017）年度では 531 億 3,000 万円となっています。

○歳出決算総額も、歳入と同様に増減を繰り返しながら推移しており、平成 29（2017）年度では 498 億円となっています。

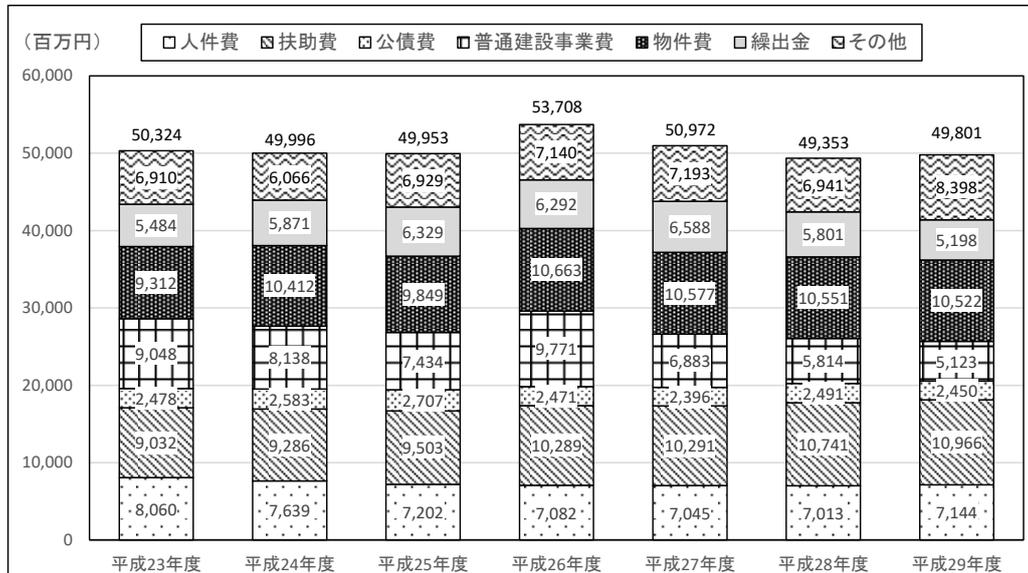
#### 歳入決算額の推移（普通会計ベース）

出典：総務省「財政状況資料集」



#### 歳出決算額の推移（普通会計ベース）

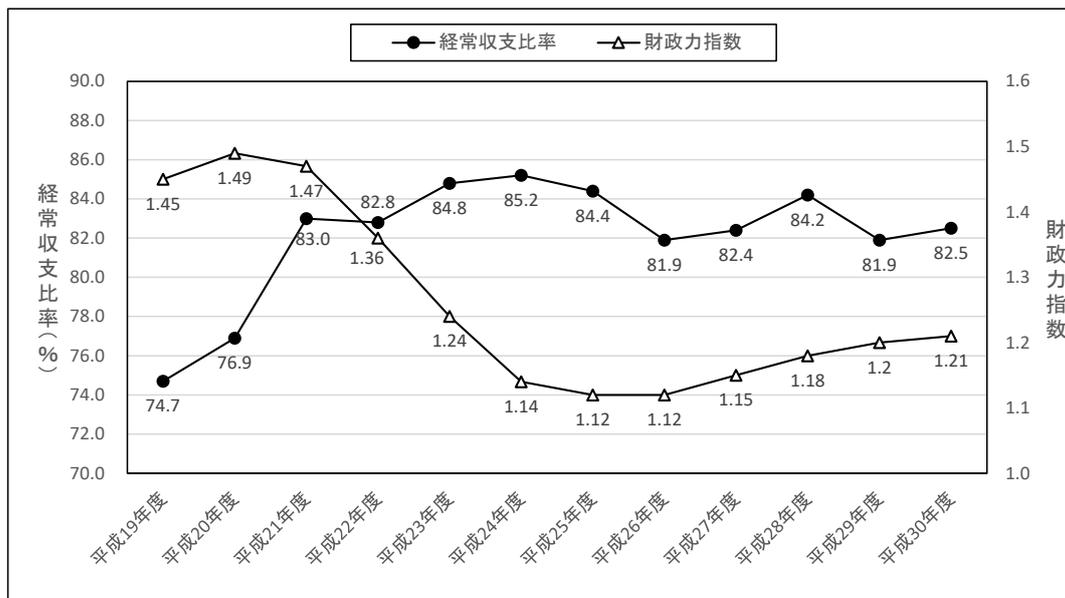
出典：総務省「財政状況資料集」



○人件費や扶助費、公債費など、毎年度経常的に支出される経費に充当された毎年度経常的に収入される一般財源の割合であり、この比率が低いほど財政構造の弾力性が高いとされている経常収支比率<sup>2</sup>は、平成 21（2009）年度以降概ね 80～85%の間で推移しています。

○財政基盤の強弱を判断する指標であり、標準的な行政活動を行うために必要な財源をどの程度自力で調達できるのかを示す財政力指数<sup>3</sup>は、平成 20（2008）年度の 1.49 以降減少を続け、平成 25・26（2013・2014）年度には 1.12 となりましたが、その後は若干回復し、平成 30（2018）年度の財政力指数は 1.21 となっています。

経常収支比率及び財政力指数の推移



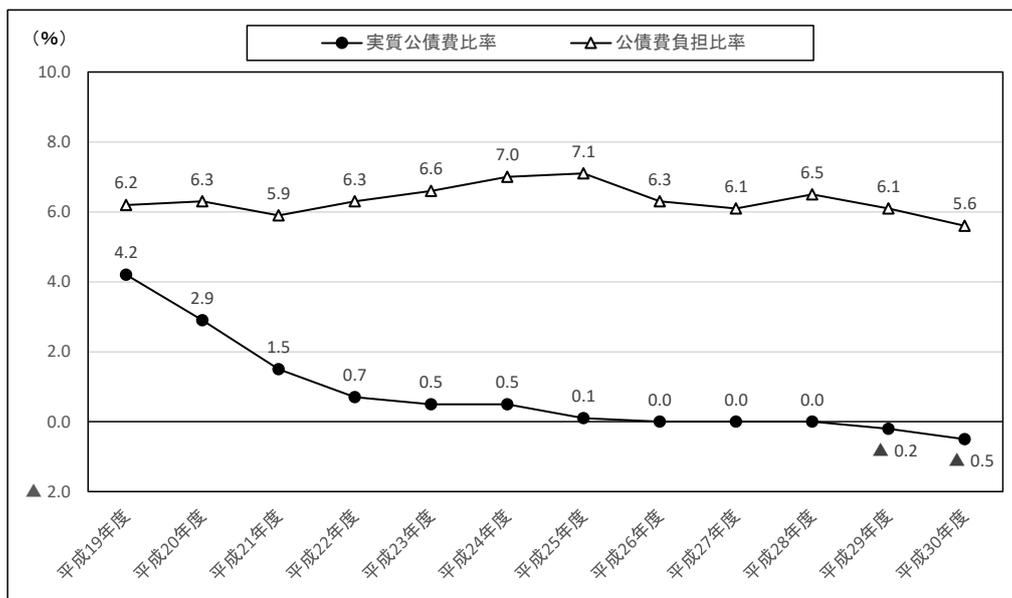
<sup>2</sup> 経常収支比率の目安には様々な議論があるものの、70～80%が適正、80～90%はやや弾力性を欠く、90～100%は弾力性を欠く、100%以上は硬直化とされる。

<sup>3</sup> 1.0 を上回れば普通地方交付税の不交付団体となり、1.0 を下回れば交付団体となる。

○地方債の償還や一時借入金利子等の合計額の標準財政規模に対する比率であり、地方自治体の財政負担の適正度を示す指標として、起債に協議・許可を要する自治体の判定に用いられる実質公債費比率<sup>4</sup>は、平成19（2007）年度の4.2%以降減少を続け、平成26（2014）年度以降は0.0%以下で推移しています。

○一般財源総額に占める公債費の割合であり、財政構造の硬直化度を測る指標の一つである公債費負担比率<sup>5</sup>は、増減を繰り返しながらも概ね5～7%の間で推移しています。

実質公債費比率及び公債費比率の推移



<sup>4</sup> 実質公債費比率が25.0%以上となる地方自治体は一般単独事業に係る地方債を発行する際に制限がかかる。

<sup>5</sup> 地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合。公債費負担比率が高いほど、一般財源に占める公債費の比率が高く、財政構造の硬直化が進んでいることを表す。目安として15%を超えると警戒ライン、20%を超えると危険ラインといわれる。

## (6) 小牧市を取り巻く今後の社会情勢

### (ア) 人口減少・少子高齢化の進展

- 平均寿命が延伸を続けることによる高齢者の増加、未婚化や晩婚化などを背景とする子どもの数の減少により、我が国では少子高齢化が一層進行しています。国立社会保障・人口問題研究所によると、平成 27（2015）年の国勢調査では 1 億 2,709 万人であった総人口は、今後、長期にわたる減少局面に入り、令和 37（2055）年頃には 1 億人台を割り込むと予測されています。
- 本格的な人口減少・少子高齢化社会の到来は、地域経済社会の安定・成長を大きく損なうとともに、これまで厚い現役世代層に支えられていた社会保障制度の持続可能性の低下を招くなど、我が国全体がかつて直面したことのない深刻な問題を引き起こすことが懸念されます。
- また、我が国は健康寿命世界一の長寿命社会を迎えており、従来のような「教育・仕事・老後」という 3 ステージの単線系ではない、多様な「人生の再設計」をどのように可能としていくのか、これを支える社会・経済システムの在り方が抜本的に問われる時代が到来しつつあります。

### (イ) 技術革新の進展

- 近年、実社会の中であらゆる事業・情報がデータ化され、ネットワークでつながる「IoT」、機械が自ら学習し、人間を越える高度な判断を行う「AI（人工知能）」、多様かつ複雑な作業を自動化する「ロボット」など、「第 4 次産業革命」とも称される技術革新が世界規模で従来にないスピードとインパクトで進行しています。
- 国は、平成 30（2018）年 6 月に閣議決定した「未来投資戦略 2018」において、第 4 次産業革命の技術革新を、あらゆる産業や社会生活に取り入れ、「必要なモノ・サービスを、必要な時に、必要なだけ提供する」ことにより、様々な社会課題を解決する「Society5.0（超スマート社会）」の実現を目指した取組を打ち出しています。
- Society5.0 が実現すると、自動運転移動サービスによる交通事故の減少や移動弱者の激減など移動の変化や、行政のあらゆるサービスを最初から最後までデジタルで完結させ行政手続きに係る手間やコストが大幅に削減される行政手続きの変化など、あらゆる分野において新たな変化が生じることが期待されています。

### (ウ) 都市構造の大きな変化

- 令和 9（2027）年には東京一名古屋間を最短で約 40 分で結ぶリニア中央新幹線が東京・名古屋間で開業し、令和 19（2037）年には東京一大阪間の全線が開業する予定であり、小牧市を含む中部圏と首都圏・関西圏との速達性が飛躍的に向上します。
- リニア中央新幹線の開業により形成される東京圏・関西圏・中部圏・北陸圏からなるスーパー・メガリージョンの中央に位置する中部圏は、地方と都市の対流促進、最先端のものづくり産業・技術のグローバルハブとして日本の成長エンジンの一翼を担うことが期待されています。
- また、中京圏の放射状道路ネットワークを環状に結ぶ延長約 160 km の東海環状自動車道の整備が進み広域ネットワークが構築され、企業活動の向上、物流の効率化、観光の活性化等の様々な効果が期待されています。

### (エ) 地域コミュニティの重要性

- 近年、人口移動の活発化や少子高齢化、世帯の小規模化などを背景として、子育てや介護、防災・

防犯などの様々な面で住民同士の日頃からの支え合いの基盤となる地域コミュニティ機能が低下しつつあります。

- 総務省「都市部におけるコミュニティの発展方策に関する研究会」では、今後の都市部におけるコミュニティのあり方、コミュニティ再生の社会的方策について検討を行い、住みよい地域づくりに関する自治会等の重要性を確認した上で、今後のあり方として「地域の人材資源の活用」、「高まる災害対応の要請への対応」、「マンションと地域のつながりの構築」、「個人情報保護に配慮した要援護者支援」を提言しています。

#### (オ) 人口減少に伴う労働力の確保

- 少子高齢化の進展に伴う生産年齢人口の減少や景気回復などを背景として、全国的な人手不足が進行しており、平成 30（2018）年 12 月には「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が改正され、新たな在留資格が創設されるなど、外国人材を幅広く受け入れていく必要性が増しています。
- また、人手不足を解消し、持続的な経済成長を続けるためには、外国人材が地域で活躍することのできる環境を整備するとともに、就業を希望する女性や高齢者などの潜在的な労働意向を持つ方の労働参加を促すことも重要となっています。

#### (カ) 危機管理の対象範囲の拡大

- 近年、地球温暖化が世界規模で進行しており、我が国においても全国各地で集中豪雨による水害・土砂災害などが頻発するとともに、高潮・高波のリスクが増大しています。
- 内閣府によると、南海トラフ巨大地震及び首都直下型地震が今後 30 年以内に発生する確率が 70% と高い数値で予測されています。また、新型インフルエンザなどの新たな感染症リスクの増大や、犯罪手法の多様化など対応すべきリスクの多様化・複雑化が進んでいます。

#### (キ) 自治体経営を取り巻く環境の変化

- 総務省「自治体戦略 2040」では、将来的に所得や地価が減少・下落した場合には地方税収が減少する可能性が指摘されています。また、平成 28（2016）年には地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税の地方法人税化をさらに進めることが決定されるなど、地方財政を取り巻く環境も大きく変化しています。
- 限りある財源のもと、従来にも増して地域の特性を活かしたまちづくりを推進するには、前例や固定観念等に捉われずに、行財政運営の仕組や手法の改善・改革に取り組む重要性が増していくと考えられます。

## 2. まちづくり推進計画の策定の背景と趣旨

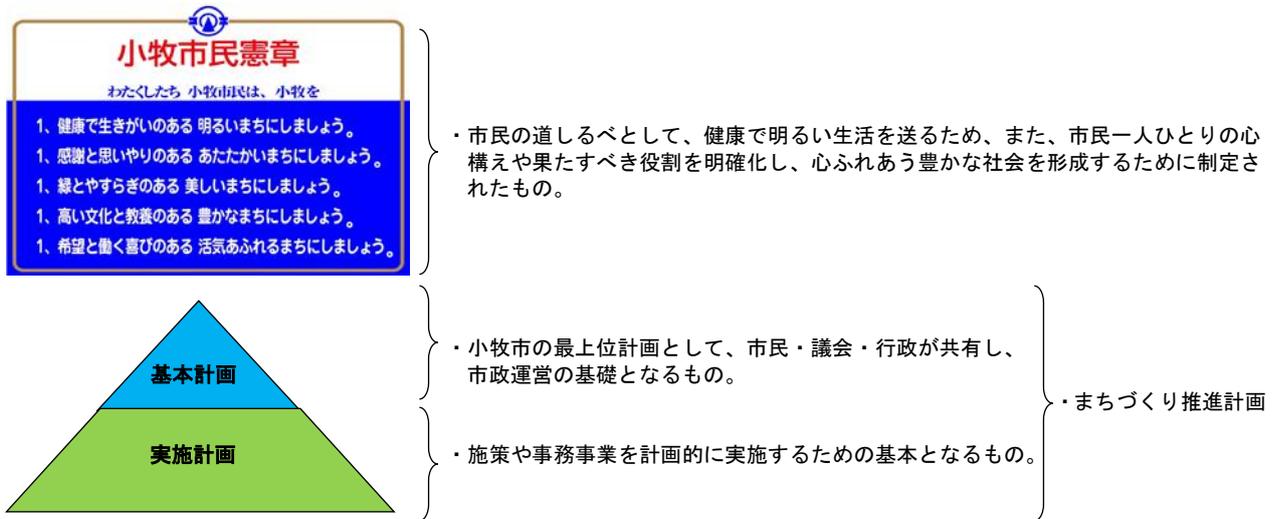
- 小牧市は、東名・名神高速道路及び中央自動車道が交わる広域交通の結節点に位置し、交通アクセスの面で優れた立地条件を有しており、市制施行当時ののどかな田園都市から周辺の人々にも働く場を提供できる活力に満ちた自立性の高い内陸工業都市へと大きく変貌し、発展を遂げてきました。一方で、近年の東海環状自動車道などの周辺高速道路の整備の進展や、令和9（2027）年に東京・名古屋間の開通が予定されているリニア中央新幹線の整備、グローバルな地域間競争の激化など小牧市を取り巻く環境は大きく変化しています。
- 我が国では、少子高齢化の進展による急激な人口構造の変化と人口減少が同時進行しており、小牧市においても、平成27（2015）年以降は人口減少の局面を迎えており、右肩上がりの成長を前提としたこれまでの制度や仕組みを継続することが困難となり、さまざまな改革・見直しの必要性が高まっています。
- このような中、小牧市が多くの人々から訪れたい・住みたい・住み続けたいと強く支持されるまちとして、これからも豊かで住み良い魅力的なまちとして一層輝きを増していくためには、これまで以上に市民主体のまちづくりを柱として時代に対応した創造性・機動性を発揮できる効果的・効率的な行政の仕組みを構築していくことが重要です。
- 小牧市では、平成24（2012）年4月に「自治体経営改革戦略会議」を設置し、「目指すべき自治体経営」や「行政計画および組織目標の達成に向けたPDCAサイクルのあり方」などについて外部の有識者を交えて議論を行いました。平成26（2014）年には、その議論も踏まえた上で、より戦略的かつ挑戦的な自治体経営を実現するため、市民の負託を受けた市長のトップマネジメントにより、重点的に推進すべき事業群や行政分野別のまちづくりの基本的な取組（施策）を体系的に定めた「新基本計画」を策定し、取組みを推進してきました。
- 「まちづくり推進計画」では、「新基本計画」のもとで実施してきた自治体経営の実現に向けた取組みをPDCAサイクルの繰り返しの中でさらに発展・進化させることにより、持続可能で魅力的なまちづくりを目指していきます。

### 3. まちづくり推進計画の位置付け

小牧市では、小牧市自治基本条例第 19 条第 1 項において、小牧市民憲章に掲げる理想のまちを実現するため、計画的なまちづくりを推進する市政の方針を明らかにし、その基本となる計画（以下、「基本計画」）を定めることとなっています。

「まちづくり推進計画」はこの基本計画に該当するもので、令和元（2019）年度～令和 8（2026）年度を計画期間としています。

なお、小牧市自治基本条例では、「市長は、予算を議会に提出するに当たっては、基本計画を基礎として調製する」ことが規定され、「まちづくり推進計画」は予算の編成・議決・執行等の行政運営の基礎となるなど、小牧市の最上位計画として位置づけられます。



小牧市自治基本条例（平成 27 年条例第 7 号）

（基本計画及び予算）

第 19 条 市長は、小牧市民憲章に掲げる理想のまちを実現するため、計画的なまちづくりを推進する市政の方針を明らかにし、その基本となる計画（以下、「基本計画」といいます。）を定め、市民及び議会に説明し、必要に応じて見直すものとします。

2 市長は、予算を議会に提出するに当たっては、基本計画を基礎として調製するものとします。

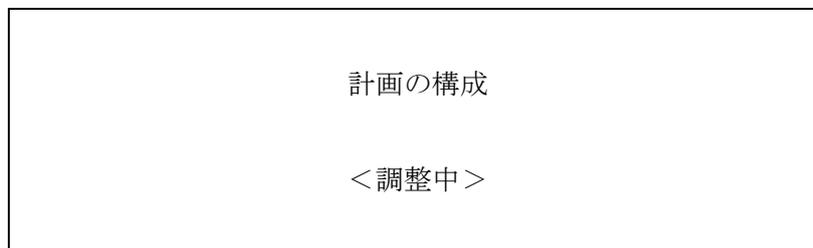
3 議会は、議論を尽くして予算を議決するものとします。

## 4. まちづくり推進計画の構成と特色

「まちづくり推進計画」は、まちづくりの機軸となる「都市ビジョン」を掲げる第Ⅰ章と、行政の経営資源を優先的に投入すべき事業などを打ち出す「市政戦略編（第Ⅱ章）」、各行政分野の所管課が責任をもって計画的に推進する「分野別計画編（第Ⅲ章）」、将来にわたり持続可能な自治体経営を計画的に推進する「自治体経営編（第Ⅳ章）」から構成されます。

自治体経営編は、従来、基本計画とは別に策定・運用していた行政改革大綱を「まちづくり推進計画」の一部に位置づけたものです。「新基本計画」では分野別計画編の一部として位置づけていましたが、「まちづくり推進計画」では、各取組みを通して効果的・効率的な施策推進の視点と行政改革の視点の整合を図り、将来にわたり持続可能な自治体経営を計画的に推進していくため、分野別計画編とは別に第Ⅳ章として独立させています。

「まちづくり推進計画」では、“実行性”だけでなく“実効性”を重視した計画とするため、「何をするのか」だけではなく、「何のためにするのか」という目的と、「何をどのような状態にしたいのか」という目標を明確かつ簡潔に示しています。



### 第Ⅰ章 都市ビジョン

○今後のまちづくりの指針・羅針盤とするために、長期的展望に立ち、市としてまちづくりを進めていく上での基軸となる考え方を、「都市ビジョン」として示します。

○具体的には、以下の3つの都市ビジョンを掲げています。

<調整中>

### 第Ⅱ章 市政戦略編

○小牧市民憲章に掲げる理想のまちを実現するため、3つの都市ビジョンを機軸に、限りある行政の経営資源をより無駄なく最適に配分しながら、効果的・効率的で持続性が高い自治体経営を推進していくため、市長の強いリーダーシップと責任のもと、優先的に経営資源を投入し、強力に推し進めていく事業群を「市政戦略編」として示します。

○「市政戦略編」は、策定時点における市長の政策を掲げたものであり、今後まちづくりを進めていく中で、市長が必要と認めた場合は、適宜見直しを行います。

### 第Ⅲ章 分野別計画編

○6の行政分野およびその配下に位置づけられる30の基本施策ごとに、今後、施策の推進によって実現を目指す目的やその達成に向けた手段（施策の展開方向）などを体系的に示します。

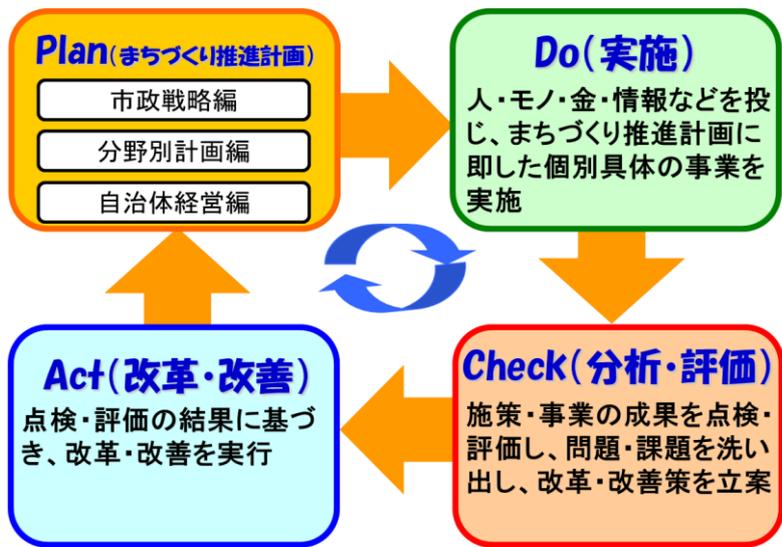
### 第Ⅳ章 自治体経営編

○各取組みを通して効果的・効率的な施策推進の視点と行政改革の視点の整合を図り、将来にわたり持続可能な自治体経営を計画的に推進しようとするものです。

### 第Ⅴ章 計画の推進方策

○「まちづくり推進計画」を起点とするPDCAサイクルによる計画の推進にあたっては、現状と目標

とのかいり状況を定期的に把握し、その要因分析を実施することで、計画の進行管理と必要な改革・改善を継続的に実践できるようにします。



## 5. まちづくり推進計画の計画期間

○まちづくり推進計画は令和元（2019）年度～令和8（2026）年度を計画期間とし、4年で見直すこととします。

## 6. 計画策定にあたっての前提

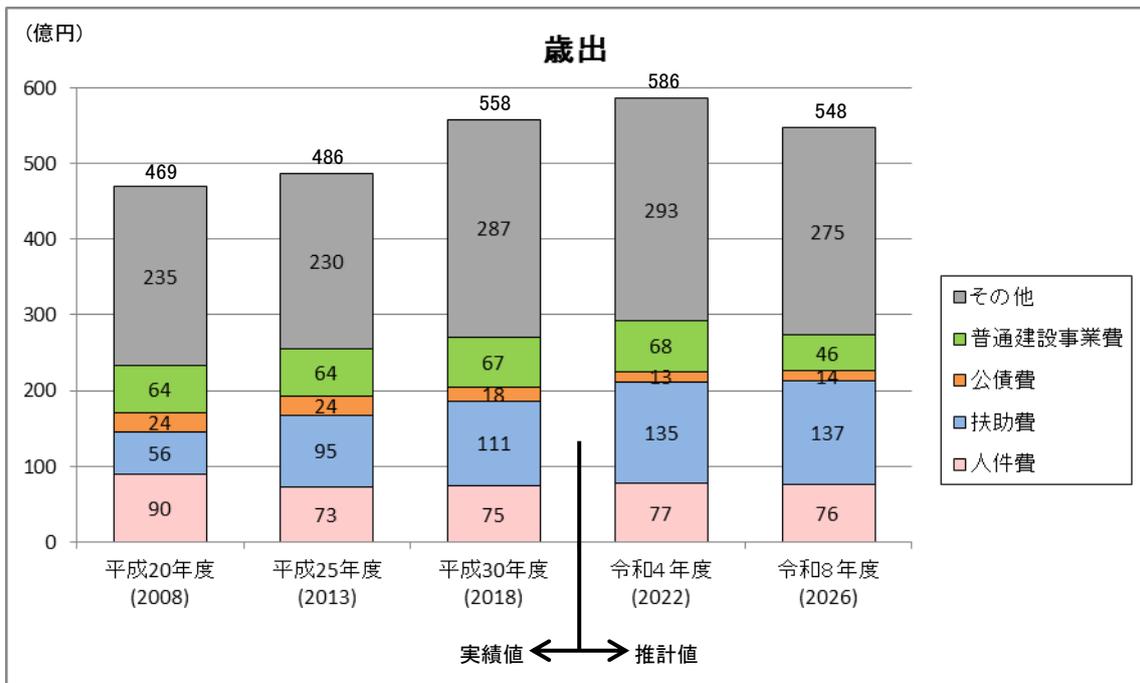
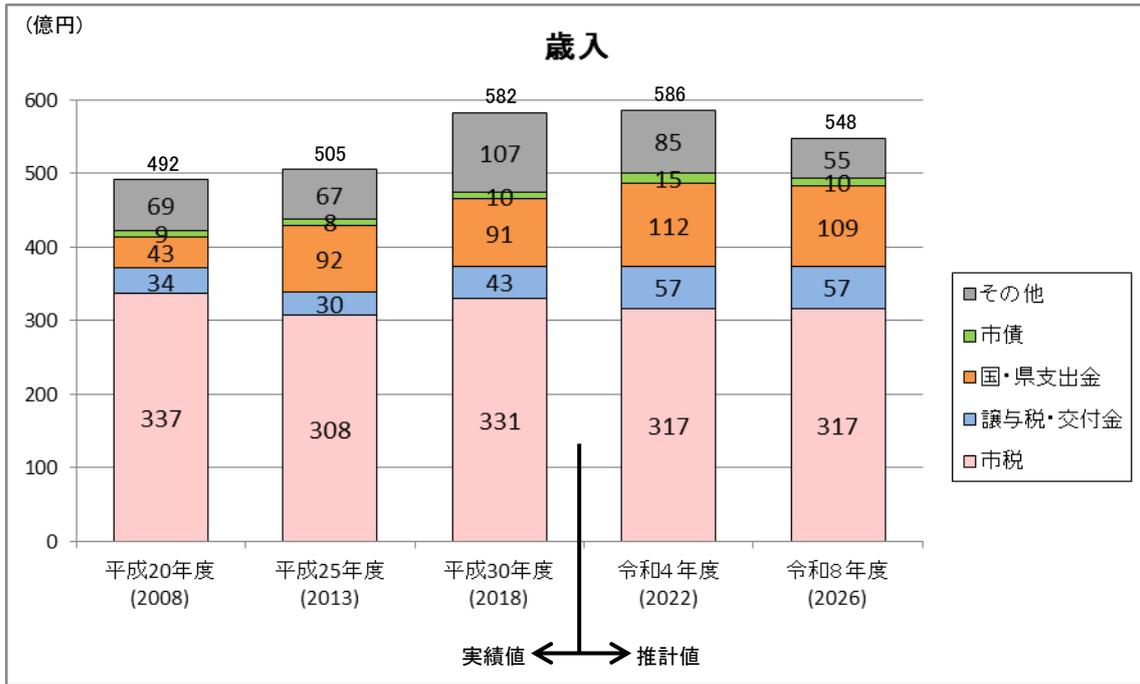
### (1) 将来人口の推計

<「まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合性を図りつつ、現在調整中>

## (2) 財政推計

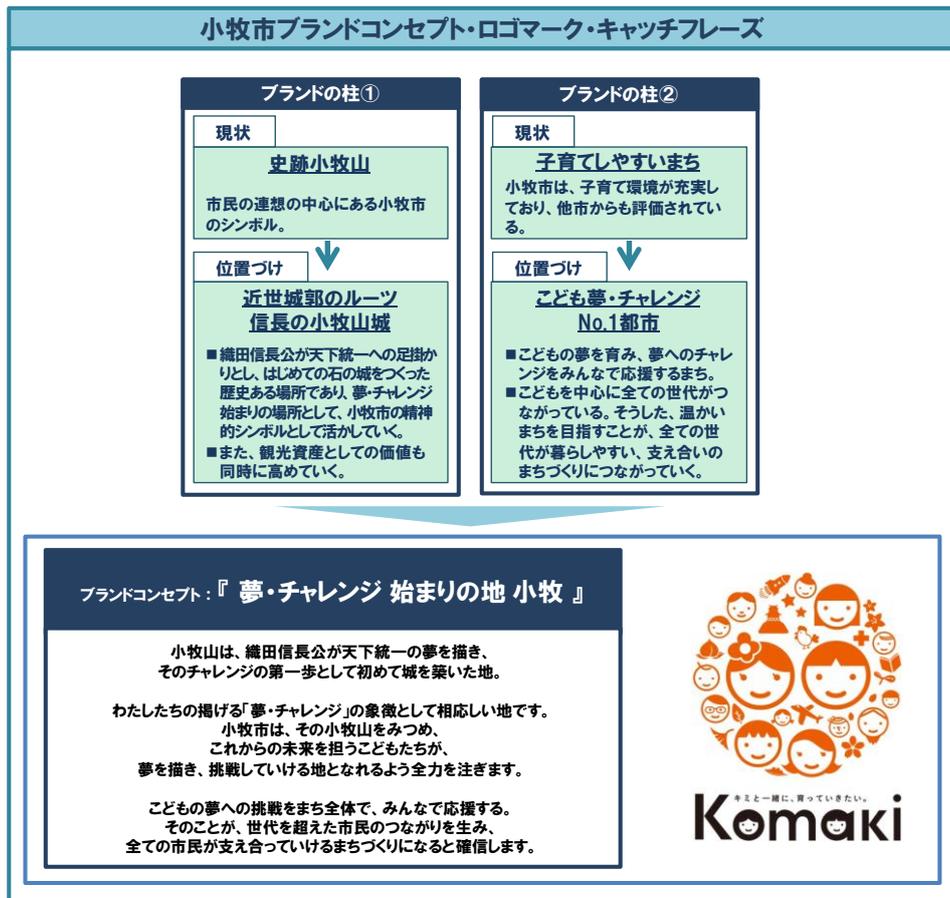
- 現在、我が国の景気は緩やかに回復しているものの、通商問題や海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるとともに、地方財政では、消費税増税、地方債の増発等により、将来の財政運営の圧迫が懸念されています。
- このような状況下、本市では、法人市民税の一部国税化や少子高齢化の進展に伴う社会保障関連経費の増加、公共施設の建替え・改修に要する経費が必要になるなど、今後の財政状況は、ますます厳しさを増していくことが見込まれます。

### 一般会計の推移



### (3) ブランド戦略

- 多くの人々や企業から「訪れたいまち」「住みたいまち」「住み続けたいまち」として選ばれるまちになるためには、まちの魅力を向上させるためのイメージづくりが必要です。
- そこで小牧市では、平成 25 (2013) 年度より、「子育てしやすいまち」と「史跡小牧山」をブランドの柱と定め、「夢・チャレンジ 始まりの地 小牧」をブランドコンセプトとし、『継続居住意向を高めること、またその一因となっている小牧市民の「小牧市への愛着や誇り」を高めること』を目標に、小牧市の魅力や他市と差別化できる強みを発信していく地域ブランド戦略に取り組んできました。
- また、平成 30 (2018) 年度にはこれまでの地域ブランドの取組みの効果検証を行い、これからの推進方策をまとめた「地域ブランド基本戦略 2nd ステップ」を策定し、引き続き「Inner ブランディング」として市民向けのブランド発信を継続しつつ、「Outer ブランディング」として市外に対しての情報発信や話題作りを並行して実施することで、小牧市の愛着・誇りのさらなる醸成を進めていくこととしました。
- このように、小牧市のブランド戦略は、個々の地域資源や特産品などをブランドとする概念よりも広いまち全体のブランド化を目指すものであり、これまでの地域ブランドの取組みをさらに、「都市ブランドの確立」へと、発展させていく必要があります。
- そして、この都市ブランドを確立していくためには、庁内横断的な取組みはもちろんのこと、市民・企業など多様な主体との協働により推進していく必要があります。



ブランドコンセプトの全体像

## 7. SDGsの推進

- 「SDGs」とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。
- 持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。
- 小牧市では、小牧市民憲章に掲げる理想のまちの実現を目指して、小牧市まちづくり推進計画を策定しています。SDGsの17の目標は、「貧困をなくそう」から「パートナーシップで目標を達成しよう」まであり、まちづくり推進計画で位置づけられる施策の目的・目標と同じ方向性であることから、SDGsに掲げられた17の目標と本市が取り組む施策との関係性を整理し、本計画に明示することにしました。
- 今後は、本計画に基づいた施策の推進を通じて、小牧市としてもSDGsの目標達成に寄与する取り組みを進めます。



## 8. ダイバーシティの形成

- 近年はライフスタイルの多様化や労働力不足などを背景に、女性や外国人市民の活躍の推進が求められています。また、障がい者や高齢者など従来は社会的弱者として福祉の対象に留まっていた人たちも、就労や社会参画を通じて地域活力の維持・創造の重要な担い手としての活躍が期待されています。
- このように、性別・人種・国籍・年齢・障がいの有無などの多様性を活かすダイバーシティの考えに基づき、すべての市民がそれぞれの個性や能力を活用しながら地域社会で活躍、共生できる社会の構築が求められています。
- まちづくり推進計画では、これからの時代を見据え、多様な市民と行政による本市の強みを生かしたまちづくりを推進し、持続可能な地域社会の実現を目指します。

## 9. 施策の体系

<調整中>

### 第Ⅰ章 都市ビジョン

<調整中>

### 第Ⅱ章 市政戦略編

<調整中>